平成３０年（フ）第１９３号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番25号　木の国ハイツ1101号
債務者　吉田　正信
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９９号
大阪府豊中市島江町２丁目24番15―Ａ２号
債務者　濱弓場ツヤ子
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１５号
大阪府東大阪市荒川３丁目５番13号新星本社ビル４Ａ号
債務者　釜　英一郎
1　決定年月日時　平成30年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月６日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１号
長崎県島原市桜門町1712番地６
債務者　園田　隆義
1　決定年月日時　平成30年１月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年３月16日午前10時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２９年（フ）第８３３号
東京都あきる野市伊奈1047番地２リバーサイドハピネス102号
破産者　山下　貴史
1　主文　当裁判所が平成29年11月16日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「東京都昭島市緑町２丁目19番２号サンリットヒルⅠ203号」とあるのを「東京都あきる野市伊奈1047番地２リバーサイドハピネス102号」と更正する。
2　決定年月日　平成30年１月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８３４号
東京都あきる野市伊奈1047番地２リバーサイドハピネス102号
破産者　山下　美里
1　主文　当裁判所が平成29年11月16日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所が「東京都昭島市緑町２丁目19番２号サンリットヒルⅠ203号」とあるのを「東京都あきる野市伊奈1047番地２リバーサイドハピネス102号」と更正する。
2　決定年月日　平成30年１月26日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第２９７号
北九州市八幡西区紅梅１丁目１番28―301号
破産者　町田　有華
1　決定年月日　平成30年１月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６６５号
札幌市厚別区青葉町13丁目10番８号　シンアツシンマンション103号
破産者　中川　勝利
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１３号
埼玉県川口市西川口３丁目22番８号　プリムベール202号
破産者　船浪　美穂
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９９号
岐阜県養老郡養老町押越344番地２
破産者　田中　澄子
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第６０８号
兵庫県芦屋市浜町６番14号、前住所大阪府堺市中区八田西町３丁３番10号
破産者　田寺　幸生
1　決定年月日　平成30年１月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０５号
盛岡市繋字湯の舘41番地２　川村アパート102号、開始決定時住所岩手県岩手郡岩手町大字川口第４地割３番地
破産者　雪平　政木
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１８５１号
神奈川県藤沢市藤沢541番地の19　クリオ藤沢七番館1401号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市善行２丁目26番地の18
破産者　三堀　秀樹
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８５２号
神奈川県藤沢市善行団地３番10～203号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市善行２丁目26番地の18　クエスタ・デル・ラモスⅡ103
破産者　三堀　節子
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８５３号
神奈川県藤沢市藤沢541番地の19　クリオ藤沢七番館1401号、開始決定時の住所神奈川県藤沢市善行２丁目26番地の18
破産者　三堀　一子
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部